

明治三十三年大蔵省令第五号

明治三十三年大蔵省令第五号（国税犯則取締法第四條ニ依リ収税官吏ノ携帯スヘキ証票様式）

明治三十三年法律第六十七号国税犯則取締法第四條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依リ収税官吏ノ携帯スヘキ証票様式左ノ通相定ム様式



附 則（昭和二十三年七月二二日大蔵省令第六八号）
この省令は、昭和二十三年七月七日から、これを適用する。

附 則（昭和二十八年八月三一日大蔵省令第七九号）
この省令は、昭和二十八年十月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年八月一三日大蔵省令第四九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年三月三一日総務省・財務省令第二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日総務省・財務省令第一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。